

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定申請について

### 【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
  - ・ 次の①・②いずれかの要件を満たしていること。
- ① (イ) 国が指定する事業者と直接取引を行っており、総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該指定事業者が事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間(※1)の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- (ロ) 国が指定する事業者と間接的な取引の連鎖の関係にあり、総取引規模に占める当該指定事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該指定事業者が事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間(※1)の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- (ハ) 国が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、当該指定事業者の事業活動が制限を受けた後、原則として最近1か月間(※1)の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること
- ② 国が指定する金融機関に対する取引依存度が20%以上で、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること

### 【申請様式】

2-①-イ	事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を行っている中小企業者
2-①-ロ	事業活動の制限を行っている事業者と間接的に取引を行っている中小企業者
2-①-ハ	事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する中小企業者
2-②	指定事業者が金融機関である中小企業者

※1 「最近1か月」とは、申請月の前月か前々月となります。

(例：4月申請の場合、「3月」または「2月」)

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前の月も可とします。(例：4月申請の場合、「1月」も可)

### 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

#### ＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・ 申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越してください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）